

# 居宅系・共同生活援助（グループホーム） の留意事項等

## 目次

- (1) グループホーム
  - ① 臨時応急的な見直し(令和8年度報酬改定)
  - ② グループホームにおける支援の質の確保について
- (2) 自立生活援助
- (3) 短期入所

## **(1) グループホーム**

### **① 臨時応急的な見直し(令和8年度報酬改定)**

## 2(3) 応急的な報酬単価の特例

### 概要

【就労継続支援B型、共同生活援助(介護サービス包括型・日中サービス支援型)、児童発達支援、放課後等デイサービス】

- 障害福祉サービス等に係る総費用が増加し、また、人材確保が喫緊かつ重要な課題となっている中、一定の収支差率を確保しつつ、事業所数や利用者数の伸びが継続している状況である。このため、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、**新規事業所に限り、臨時応急的な見直しを実施する。**
- 収支差率が高く、かつ、事業所が急増しているサービス類型について、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、**新規事業所に限り、令和9年度報酬改定までの間、応急的な報酬単価(一定程度引き下げた基本報酬)を適用する。【告示改正・令和8年6月施行】**

### 算定要件等

#### ○ 対象サービス

就労継続支援B型、共同生活援助(介護サービス包括型・日中サービス支援型)、児童発達支援、放課後等デイサービス

- ※ 年間総費用額全体に占める割合が1%以上で、令和6年度の収支差率が5%以上あるサービスのうち、事業所の伸び率が過去3年間5%以上の伸びを続けているサービス

**新規事業所に限り、R8.6.1~R9年度までの間、応急的な報酬単価が適用される**

#### ○ 対象事業所

令和8年6月1日以降に新規指定された事業所(既存事業所については従前どおり)

- ※ 指定権者においては、基準等の要件を満たす事業所を適切に指定する観点から、通常の事前相談・審査スケジュールや標準処理期間に従って処理することが望ましい
- ※ 合併・分割・事業譲渡に伴う指定の場合、その前後で事業所が実質的に継続して運営されると認める場合は、既存事業所と同様の扱い

#### ○ 応急的な報酬単価

対象サービスにおける平均収支差率や給付費に占める基本報酬の割合等を踏まえ、一定の収支差率を確保できる水準となるよう、それぞれの基本報酬単価の特例を設ける。なお、**受入れニーズが特に高い重度障害児者やサービスが不足している地域については、一定の配慮を行うため、従前の報酬単価を適用する(詳細次ページ)。**

## 2(3) 応急的な報酬単価の特例(共同生活援助(介護サービス包括型・日中サービス支援型))

### 単位数

- 所定単位数の1000分の972に相当する単位数

### 算定要件等(配慮措置)

- 配慮措置として、以下の基本報酬については従前の報酬単価を適用する。

#### <重度障害者への配慮>

- 重度障害者支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)、医療的ケア対応支援加算、医療連携体制加算(Ⅳ)を算定する利用者に係る基本報酬
- 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)、高次脳機能障害者支援体制加算を算定する事業所に係る基本報酬

#### <地域への配慮>

- 離島・中山間地域(特別地域加算の対象地域)にある事業所に係る基本報酬
- 自治体が客観的に必要であるとして設置する事業所に係る基本報酬
  - ✓ 公募によりサービスが不足する地域に設置する事業所
  - ✓ 自治体から補助等の経済的支援を得て設置する事業所

## (参考①) 配慮措置の対象

◎就労継続支援B型・共同生活援助（重度障害者支援加算（Ⅰ）（Ⅱ）、医療的ケア対応支援加算は共同生活援助のみ）

### 【重度障害者支援加算（Ⅰ）】（共同生活援助のみ）

- 区分6かつ行動関連項目10点以上の利用者に対して個別支援を行った場合に加算

### 【重度障害者支援加算（Ⅱ）】（共同生活援助のみ）

- 区分4かつ行動関連項目10点以上の利用者に対して個別支援を行った場合に加算

### 【医療的ケア対応支援加算】（共同生活援助のみ）

- 指定基準の人員配置に加えて看護職員等を常勤換算1以上配置しており、医療的ケア判定スコアに記載の医療を必要とする利用者に対して個別支援を行った場合に加算

### 【医療連携体制加算（Ⅳ）】

- 看護職員が事業所を訪問して医療的ケアを必要とする利用者に対して看護を行った場合に加算

### 【視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ）】

- 利用者の50%以上に視覚、聴覚、言語機能の重度の障害があり、意思疎通に関する専門性をもつ支援員を、利用者数に対して40:1以上配置している事業所に加算

### 【視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅱ）】

- 利用者の30%以上に視覚、聴覚、言語機能の重度の障害があり、意思疎通に関する専門性をもつ支援員を、利用者数に対して50:1以上配置している事業所に加算

### 【高次脳機能障害者支援体制加算】

- 高次脳機能障害のある利用者が全体の30%以上であり、高次脳機能障害支援者養成に関する研修を修了した従業員を、利用者数に対して50:1以上配置している事業所に加算

**(1)グループホーム**

**② グループホームにおける支援の質の確保について**

## （参考）共同生活援助における支援の質の確保等に向けた取組イメージ

### 【指定共同生活援助の取扱方針（基準省令第210条の5）】

#### 共同生活援助ガイドライン

- 共同生活援助（グループホーム）の運営や支援内容に関して守られるべき最低限の基準
- 自己チェックシートを活用して自己評価を行い、その内容を公表

### 【地域との連携等（基準省令第210条の7）】

#### 地域連携推進会議（第210条の7第2項、第4項）

- 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者、市町村の担当者等により構成
- おおむね1年に1回以上開催
- 運営状況の報告や必要な要望や助言等を聴く機会を設ける
- 会議における報告、要望、助言等の記録を作成し、公表

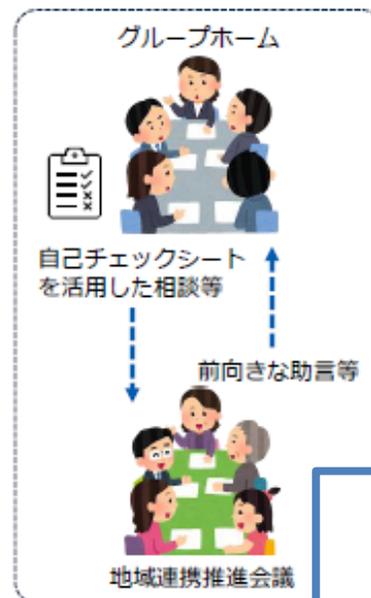
#### 指定共同生活援助事業所への訪問（第210条の7第3項）

- 地域連携推進会議の構成員が全ての共同生活住居を見学（外部の目を入れて透明性を確保）
- 住居ごとにおおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が見学する機会を設ける

#### <地域との連携・運営の透明化を通じた支援の質の確保（取組例）>

- 経験の浅い指定共同生活援助事業所が、地域の経験豊かな指定共同生活援助事業所を見学したり、その事業所の地域連携推進会議に参加
- 地域の経験豊かな指定共同生活援助事業所が、経験の浅い指定共同生活援助事業所の地域連携推進会議に「共同生活援助に知見を有する者」として参画
- 指定権者だけでなく、事業所が所在する市町村や（自立支援）協議会等からも経験ある事業者を紹介

### 【自己チェックシートの活用例】



共同生活援助における運営や支援に関するガイドライン  
(第1版)

(令和8年2月)

# 地域連携推進会議について

事務連絡  
令和7年2月20日

指定共同生活援助事業所管理者 様  
指定障害者支援施設管理者 様

兵庫県福祉部 障害福祉課長  
ユニバーサル推進課長

## 地域連携推進会議等の地域との連携にかかる取組みについて

平素より本県の障害福祉行政の推進にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、障害福祉サービス等の基準省令の改正により、共同生活援助事業者及び障害者支援施設において、地域連携推進会議の開催等が義務付けられました。令和6年度中は、経過措置による努力義務でしたが、令和7年度から義務化されますので、内容及び厚生労働省の手引き等を再周知します。各事業所等において取り組みいただき、サービスの向上を図られますようあらためてお願いします。

### 記

#### 1 地域との連携にかかる義務化の取組みの概要

- (1) 地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図る
- (2) 地域連携推進会議の開催（概ね年1回以上）
- (3) 地域連携会議の構成員が事業所等を見学する機会を設ける（概ね年1回以上）
- (4) 地域連携会議における報告、要望、助言等について記録を作成し、公表

※ 地域連携推進会議とは「利用者及びその家族、地域住民の代表者、当該サービスについて知見を有する者、市町の担当者等により構成される協議会」であり、日中サービス支援型共同生活援助事業者が、定期的に報告・評価を受けることとされている市町協議会等とは別の取組みです。

#### 2 添付資料（厚生労働省からの資料）

- 資料1 地域連携推進会議の手引き
- 資料2 地域連携推進会議の手引き（別冊）資料編
- 資料3 参考様式

### 【参考】

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）

（地域との連携等）

- 第210条の7 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。
- 2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条及び第213条の10において「地域連携会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- 3 指定共同生活援助事業者は、地域連携会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。
- 4 指定共同生活援助事業者は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第172号）

（地域との連携等）

- 第24条の2 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。
- 2 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）（以下この条において「地域連携会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- 3 指定障害者支援施設等は、前項に規定する地域連携会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携会議の構成員が指定障害者支援施設等を見学する機会を設けなければならない。
- 4 指定障害者支援施設等は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

【担当】 障害福祉課障害政策班

ユニバーサル推進課障害福祉基盤整備班

※ 神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、明石市に所在の施設は各市へ問い合わせ願います。

# グループホームにおける食材料費の取り扱いについて

事務連絡  
令和5年10月20日

各 { 都道府県  
市町村 } 障害保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
企画課監査指導室  
障害福祉課地域生活・発達障害者支援室

## グループホームにおける食材料費の取扱い等について

日頃から厚生労働行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、グループホームを運営する事業者が利用者から食材料費を過大に徴収している事案について報道がなされたところです。

グループホームについては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「国の定める指定基準」という。）において、利用者から食材料費を徴収できる旨を規定するとともに、あらかじめ、サービス（食事等）の内容や費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならないこと、運営規程に利用者から徴収する食材料費の額を定めなければならないこととしており、各都道府県等の条例において、これを参酌した基準（以下「グループホームの指定基準」という。）が定められているところです。

事業者が、利用者から徴収した食材料費について利用者の食事のために適切に支出しないまま、残額を他の費目に流用することや事業者の収益とすることについては、国の定める指定基準に違反するものであり、各都道府県等の条例において定めるグループホームの指定基準への違反にも該当するものと考えられます。

各都道府県・市町村におかれては、グループホームにおける食材料費について、下記の点を踏まえつつ、適正な取扱いがなされるよう、管内市町村及びグループホームを運営する事業者に対して周知徹底するとともに、各自治体が行う監査等の場においても食材料費の徴収に関して適正な運用がなされているか確認いただくようお願いいたします。

また、グループホームにおける食材料費の不適切な徴収については、障害者虐待の防止、

障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第7項に規定する「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」のうち、「経済的虐待」（同項第5号）にも該当する可能性がありますので、こうした障害者虐待が疑われる場合には事実確認の徹底をお願いします。

また、食材料費のほか、光熱水費及び日用品費についてもこれに準じて確認や対応を講じていただくようお願いいたします。

## 記

食材料費として徴収した額については適切に管理するとともに、結果としてあらかじめ徴収した食材料費の額に残額が生じた場合には、精算して利用者に残額を返還することや、当該事業所の利用者の今後の食材料費として適切に支出する等により、適正に取り扱う必要があること。

また、食材料費の額やサービスの内容については、サービス利用開始時及びその変更時において利用者へ説明し、同意を得るとともに、食材料費の収支について利用者から求められた場合に適切に説明を行う必要があること。

## 【担当】

○厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課地域生活・発達障害者支援室  
地域移行支援係  
電話：03-5253-1111（内線）3045  
mail: [chiiki-ikou@mhlw.go.jp](mailto:chiiki-ikou@mhlw.go.jp)

虐待防止対策係  
電話：03-5253-1111（内線）3149  
mail: [soudan-shien@mhlw.go.jp](mailto:soudan-shien@mhlw.go.jp)

○厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
企画課監査指導室  
電話：03-5253-1111（内線）3060、3067  
mail: [s-kansashidou@mhlw.go.jp](mailto:s-kansashidou@mhlw.go.jp)

## **(2) 自立生活援助**

# 自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援の充実

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定

## ① 対象者の明確化（自立生活援助、地域定着支援）

- 同居する家族に疾病、障害等のない場合でも、本人の生活環境が大きく変わるタイミングなどに手厚い支援が必要となる場合に、サービスが利用できる対象者を明確化する。

## ② 基本報酬の見直し（自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援）

- 障害者の地域移行の推進や経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。
- 効果的な支援の提供が可能と認められる場合には、月1回の訪問に加えて、テレビ電話等を活用した支援が可能となるよう、サービス提供の方法を弾力化するとともに、支援の実態に応じた基本報酬区分を新設する。

<b>自立生活援助</b>	【現 行】	自立生活援助サービス費（Ⅰ）	1,558単位/月（30人未満）	1,090単位/月（30人以上）
		自立生活援助サービス費（Ⅱ）	1,166単位/月（30人未満）	817単位/月（30人以上）
	【見直し後】	自立生活援助サービス費（Ⅰ）	<b>1,566</b> 単位/月（30人未満）	<b>1,095</b> 単位/月（30人以上）
		自立生活援助サービス費（Ⅱ）	<b>1,172</b> 単位/月（30人未満）	<b>821</b> 単位/月（30人以上）
	【新 設】	<b>自立生活援助サービス費（Ⅲ）</b>	<b>700</b> 単位/月	* 居宅への訪問とテレビ電話等を活用した支援をそれぞれ月1回ずつ以上で算定
<b>地域移行支援</b>	【現 行】	地域移行支援サービス費（Ⅰ）	3,504単位/月	（Ⅱ）3,062単位/月、（Ⅲ）2,349単位/月
	【見直し後】	地域移行支援サービス費（Ⅰ）	<b>3,613</b> 単位/月	（Ⅱ） <b>3,157</b> 単位/月 （Ⅲ） <b>2,422</b> 単位/月
<b>地域定着支援</b>	【現 行】	・体制確保費	306単位/月	緊急時支援費（Ⅰ）712単位/日 緊急時支援費（Ⅱ）95単位/日
	【見直し後】	・体制確保費	<b>315</b> 単位/月	緊急時支援費（Ⅰ） <b>734</b> 単位/日 緊急時支援費（Ⅱ） <b>98</b> 単位/日

## ③ 集中的な支援の評価（自立生活援助）

- 利用者の支援の必要性に応じて、おおむね週1回を超えて訪問による支援を集中的に実施した事業所に対する加算を新設する。

【新設】集中支援加算 **500**単位/月

\* 自立生活援助サービス費(Ⅰ)において、月6回以上の訪問による支援を実施した場合に加算



## ④ サービス提供体制の推進（自立生活援助）

- 併設する相談支援事業所において、地域相談支援の業務に従事する相談支援専門員を配置することで、自立生活援助事業所のサービス管理責任者とみなすことができるよう、人員基準を見直す。
- サービス管理責任者を常勤専従で自立生活援助事業所に配置する場合には、配置基準を60：1とする。
- 多様な事業主体の参入を促す観点から、現行、一定の要件を満たす障害福祉サービス事業者等に限定されている実施主体に係る要件を廃止する。

- ① 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設する。【自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援】

《地域生活支援拠点等機能強化加算【新設】》 500単位／月

以下のいずれかに該当する場合に加算する。

- ・ 計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを一体的に運営し、かつ、地域生活支援拠点等に位置付けられた相談支援事業者等において、情報連携等を担うコーディネーターを常勤で1以上配置されている場合
- ・ 計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援に係る複数の事業者が、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営されており、かつ、地域生活支援拠点等に位置付けられた場合であって、当該事業者又はネットワーク上の関係機関（基幹相談支援センター等）において、情報連携等を担うコーディネーターが常勤で1以上配置されている場合

※ 配置されたコーディネーター1人当たり、本加算の算定人数の上限を1月当たり合計100回までとする。

※ 以上の内容は計画相談支援について記載。障害児相談支援についても同様。

# 業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定

## 概要

【全サービス】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。その際、一定程度の取組を行っている事業所に対し経過措置を設けることとする。

## 減算単位

### 業務継続計画未策定減算【新設】

- ・ 100分の3に相当する単位数を減算  
(療養介護、施設入所支援(施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む)、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設)
- ・ 100分の1に相当する単位数を減算  
(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(障害者支援施設が行う各サービスを除く))

## 算定要件

- 以下の基準に適合していない場合、所定単位数を減算する。
  - ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること
  - ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※ 令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針」  
場合には、減算を適用しない。

**R7.3.31で経過措置が終了し、減算の適用対象になります**

ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

※ 就労選択支援については、令和9年3月31日までの間、減算を適用しない経過措置を設ける。

### **(3) 短期入所**

# 医療的ケア児の成人期への移行にも対応した医療的ケアの体制の充実等

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定

サービス名	項目	改定概要
生活介護	常勤看護職員等加配加算の見直し	医療的ケア児の成人期への移行にも対応した体制を整備するため、常勤看護職員等配置加算について、看護職員の配置人数に応じた評価に見直し。 【見直し後】定員が11人以上20人以下 28単位/日 × 常勤換算員数 等
	人員配置体制加算の拡充	医療的ケアが必要な者など、重度の障害者に対する体制を整備するため、より手厚く人員を配置した場合の評価の拡充。 【見直し後】定員20人以下、従業者1.5:1以上 321単位/日 等
	喀痰吸引等実施加算【新設】	登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を実施した場合の加算を創設 【新設】30単位/日
	入浴支援加算【新設】	医療的ケアが必要な者等への入浴支援を提供した場合の加算の創設。 【新設】80単位/日
	基本報酬の見直し (主に重症心身障害児者対応の多機能型事業所)	重症心身障害児者対応の多機能型事業所にも配慮した利用定員規模別の報酬設定を行うため、5人以下、6～10人以下の区分を創設。 【新設】定員5人以下・区分6・所要時間7時間以上8時間未満の場合 1,672単位/日 等
障害者支援施設	夜間看護体制加算の見直し	入所者への医療的ケアの対応状況を踏まえ、看護職員の配置人数に応じた評価に見直し。 【見直し後】60単位/日+35単位/日 × 1を超えて配置した人数
	通院支援加算【新設】	医療的ケアが必要な者等が医療機関に通院する頻度が高くなっているため、通院に係る支援を実施した場合の加算を創設。 【新設】17単位/日
短期入所	福祉型強化短期入所の種類の追加【新設】	医療的ケア児者の入浴支援等、日中のみの支援ニーズに応えるサービス類型を創設。 【新設】福祉型強化特定短期入所サービス費(Ⅱ)(障害児向け) 区分3 977単位/日 等
	医療的ケア対応支援加算及び重度障害児・障害者対応支援加算の対象の拡充	福祉型短期入所サービスについて、医療的ケア児者を受け入れて対応している場合や、区分5・6以上を多く受け入れている場合に、医療的ケア対応支援加算及び重度障害児・障害者対応支援加算の対象とするよう見直し。 医療的ケア対応支援加算 120単位/日、重度障害児・障害者対応支援加算 30単位/日
	医療型短期入所受入前支援加算【新設】	医療型短期入所サービスの利用を希望する医療的ケア児者に対して、利用する前から、事前に自宅へ訪問し、医療的ケアの手技等を確認した上で、新たに受け入れた場合の加算を創設。 【新設】1,000単位/日(1回を限度)
	緊急短期入所受入加算の単位数の見直し	短期入所における緊急時の受け入れについて、緊急時の受入体制構築を適切に評価する観点から緊急短期入所受入加算による評価を見直し。 【見直し後】福祉型 270単位/日、医療型 500単位/日
	指定申請書類の簡略化	医療型短期入所サービスの指定申請において、介護老人保健施設の指定申請で提出している書類と同様の内容の書類がある場合、省略可能とするよう見直し。

**(19) 食事提供体制加算の経過措置の取扱い**【生活介護、**短期入所**、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型】

令和6年3月31日までの経過措置とされていた食事提供体制加算については、食事提供時における栄養面での配慮を評価する観点から、一定の要件を満たす場合に評価することとし、令和9年3月31日まで経過措置を延長する。

《食事提供体制加算の見直し》

通所系：30単位／日 短期入所、宿泊型自立訓練：48単位／日

[現 行]

収入が一定額以下（生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯、所得割16万円未満）の利用者に対して、事業所が原則として当該施設内の調理室を使用して、食事の提供を行った場合に所定単位数を加算する。

[見直し後]

収入が一定額以下（生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯、所得割16万円未満）の利用者に対して、事業所が原則として当該施設内の調理室を使用して、次の①から③までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に所定単位数を加算する。

- ① 管理栄養士又は栄養士が献立作成に関わること（外部委託可）又は、栄養ケア・ステーション若しくは保健所等の管理栄養士又は栄養士が栄養面について確認した献立であること
- ② 利用者ごとの摂食量を記録していること
- ③ 利用者ごとの体重やBMIを概ね6月に1回記録していること